

1. 趣旨と目的

- 令和7年12月に超党派の議員立法で高次脳機能障害者支援法が成立し、令和8年4月1日から施行される。
- 高次脳機能障がいとは障がいの有無が外形上判断しづらいという特性から社会での理解も十分に進んでいないため、当事者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障がいへの理解を促し、自立と社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるようにするため、新たに法制化の措置が講じられたもの。

2. 法律の内容

(1) 高次脳機能障がい者及び家族等への支援

- ・地域での生活支援
- ・教育的支援
- ・就労の支援
- ・権利利益の擁護(差別、いじめ、虐待等の防止)
- ・司法手続における配慮(意思疎通支援手段確保への配慮)
- ・高次脳機能障がい者の家族等への支援
- ・相談体制の整備
- ・情報の共有の促進

(2) その他の支援

- ・国民に対する普及及び啓発
- ・医療業務従事者等への知識の普及と啓発
- ・地方公共団体及び民間団体への支援
- ・専門人材の確保
- ・調査研究等

3. 都道府県に対応を求める事項

(高次脳機能障害者支援センター等)

第19条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下この章において「高次脳機能障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- 二 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- 四 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(専門的な医療機関の確保等)

第24条 都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(高次脳機能障害者支援地域協議会)

第25条 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じ協議を行うものとする。